

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年8月28日)

○ 中川雅晶委員長

それでは、定刻を過ぎましたので、障害者差別解消条例等調査特別委員会を開催させていただきます。

インターネット中継を開始させていただきます。よろしくお願いいたします。

三平委員は、少しだけおくれられるということで連絡をいただいていますので、ご報告をさせていただきます。

本日、前回の委員会の際に申し上げたとおり、手話の通訳の方をお願いしていますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、もう既に皆さんのタブレットのほうに配信をさせていただいているとおり、きょうは前回の意見交換会、参考人の方との意見交換会の振り返りをさせていただきまして、それを少し正副で整理させていただいたことを皆さんに報告させていただき、ご意見、質疑を賜った後、10月に視察先の案ということでご提示をさせていただいて、その後、今後の日程について少し協議をさせていただくということで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1項目めの障害者当事者等との意見交換会の振り返りについてですが、タブレットの12分の2をあけていただけますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

三平委員が到着されました。

それでは、前回の委員会では、障害者当事者と皆さんとの意見交換を行い、貴重なご意見をいただきました。そこで本日は、まずその振り返りを行いたいと思います。いただいたご意見を項目として資料にまとめましたので、12分の2の資料をごらんください。

右側の欄には主なご意見を項目ごとにまとめております。

それでは、まず、いただいたご意見というものを左のところに少しまとめさせていただいたんですが、まず、第一として、合理的配慮の提供についてで、幼児期から障害者と同じ場で過ごす、また、小学校から障害者理解に向けた教育を行う、道路のバリアフリーの推進、そして、障害者の利用しやすい施設、また、社会参加の機会の拡大、自立した生活が送れるような就労支援と、また、意思疎通手段の充実というところがありました。

それから、次の二つ目の障害者への理解の促進について、障害への理解を深めるための

啓発の充実、ヘルプマークの普及、障害のある人とない人の交流機会の提供、スポーツを通じた障害の理解。

そして、三つ目に相談体制の充実というところで、身近に相談できる体制、相談窓口の充実、というような主な意見を少し取りまとめさせていただきましたけれども、この意見を大体集約させていただいているんですけど、これ以外にも、こういうことが漏れているよとか、この観点はどうなっているのかというのがあれば、委員の皆さんからご意見をいただきたいんですが、いかがでしょうかね。

○ 樋口龍馬委員

3番の相談体制の充実のところなんですけど、私が参加して伺っている雰囲気だと、どっちかというところ、ワンストップの窓口が欲しいみたいな感じだったのかなというふうには思って聞いていたんですが、充実させてさらに複雑にいろんな窓口ができてくるというよりも、役所に来て、ここに相談に行けば的確な場所を案内してくれるような場所を求めてみえるようなイメージがあったので……。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。おっしゃったとおりで、その辺、また後ほどその部分で少し掘り下げたいと思いますので、今おっしゃった点というところで、そういう視点の意見があったということは、その通りだというふうに認識しております。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、この点が抜けている点とかというのはないですか。また、途中でも気づいたらご意見をいただきますよう、お願いをいたします。

それでは、次に、右側の欄について、それぞれのご意見をどのように反映させていくかということで、正副で検討をさせていただいて、項目出しの整理をさせていただきました。

まず、幼児期から障害者と同じ場所で過ごす、小学校から障害理解に向けた教育については、保育そして教育として整理をさせていただきました。

これを踏まえて、次のページなんですけど12分の3、これは以前にも少し条例構成のたたき台として案を示していましたが、その前回にお示しした条例構成のたたき台を少し見直しをさせていただいて、見直した箇所は緑色で着色をしている箇所であります。それも12分の3と12分の4のほうに添付をさせていただいていますので、あわせて確認をいただけますでしょうか。

次、交通、それから公共施設については、原案では生活環境という形で整理をしておりましたが、より明確にさせていただいて、交通、公共施設という形で入れさせていただいております。整理をさせていただきました。

雇用につきましては、ご意見を受けて今回新たに項目として挙げさせていただきました。情報、コミュニケーションについては、原案でも盛り込んでおりますので、そのままという形であります。

次に、障害者への理解の促進につきましては、原案では差別が起こらないための事前対応としておりましたが、差別の未然防止のためには障害者への理解の促進が重要であるのご意見を受けまして、障害者への理解の促進と変更をさせていただいております。

そして、先ほど整理をいたしましたご意見のうち、障害者への理解を深めるための周知・啓発につきましては、原案にも盛り込んでおります。

また、交流機会の充実につきましては、ご意見を受けて今回新たに項目として挙げさせていただきました。

三つ目ですが、相談体制の充実につきましては、原案では差別のあった場合の事後対策としておりましたが、より身近に相談できる体制や気軽に相談できる体制が必要ではないかのご意見を受けて、幅広く相談体制の充実として再構築をさせていただきました。

おおむねこのような形で整理をさせていただきましたけれども、ご意見がありましたら発言のほうをよろしくお願いたします。

どんなもんですかね。合理的配慮の分野の少しご意見を言っていたら、文言の修正であったりとか、雇用なんかというのは、改めてご意見をいただいて追加をさせていただきました。

それから、障害者への理解の促進については、これ、この間の障害者の方からもご意見をいただきましたし、明石市に前回の分科会において視察をさせていただいたときも、明石市の条例の中には確かに障害者と健常者の交流の機会をとということを条文にうたわれておりましたので、そういうことも考慮して、やはり交流の機会の充実ということを新たに

つけ加えさせていただきましたし、相談体制については、先ほど樋口委員にも指摘していただいたとおり、身近な相談ができる体制、相談窓口の充実、相談の仕方であったりとか、その辺の部分、相談のあり方であったりとか、ご意見をいただいたところで、相談体制の充実というところでまとめさせていただきました。

相談体制については、この後少し行政のほうからも資料をいただいていますので、少しどういう方法がいいのかというのを掘り下げていきたいなと思うんですが、特に合理的配慮の提供の分野、それから障害者の理解の促進についてご意見があれば、特に。

○ 川村幸康委員

住宅なんかは要らんの。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。

○ 中川雅晶委員長

それ、ありましたね。住宅、そうですね。賃貸住宅なんか、なかなか契約してもらえないという話が確かにございましたね。住まいですね。

○ 川村幸康委員

衣食住やな。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。そうですね。その部分は、確かに抜けていましたね。

ほか、ちょっと抜けているところはないでしょうかね。

多岐にわたってのご意見なので、整理するにも、なかなか大変。

○ 川村幸康委員

市営住宅なんかというのは、どういう影響が来るの、これ。こういったことを踏まえていくと。今度つくるよね、市営住宅にも計画で、新しく大きなの。あれなんかは、例えば今でも1階で平屋はとか、そういう対応のことぐらいの配慮はしておるやろうけど、もっ

と大きく変わってくるわけ。どこでも障害者の方がある程度行けるようにするとか、高層階でもいいとかになるのかな。

○ 中川雅晶委員長

きょうは、多分、市営住宅に関して答弁ができるところが……。

○ 川村幸康委員

そういうことやろう、多分。条例をつくったら、条例違反をしておる市営住宅なんてあかんわけやでさ。そうすると、今度、5階か6階やったろう、あれ。四、五階やったと思うけど、どこの階でも障害者の方が行けるようにするとなるとエレベーター、そういうことやな。それ以外に、部屋の中のバリアフリー化とかそういうことも踏まえていくわけやろう。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。住宅のセーフティーネットは、公営住宅が担っている部分と、それから、民間の空き部屋とか空き家とかも利用していこうという法律の大きい流れはあるというふうには思うんですけど、市営住宅も、新築は当然エレベーターとかそう配慮されたりとか、一部、障害者向けに改築をされている部分もあって、そちらのほうでという部分と。しかし、なかなか新たにふやすというのは難しい選択の中で、今あるものをどう活用していくかというところで。となると、民間の賃貸とかというのも活用していくということも。

また、民間の賃貸住宅を貸していただくと思えば、大家さんであったりとか不動産会社に理解をいただかなければならないとか、入居されてからのサポート体制とかということがなければなかなか難しいんじゃないかなというところで、この間の意見もあったのかなというふうに理解するんですが。

住まい以外、大きいのは、何か漏らしていませんか。

○ 樋口龍馬委員

親がというか親族の方が亡くなった後のケアというかフォローというかというのは、それを例えば民生委員の人に任せちゃうとかやと大変やと思うんですよね、もういっぱいいっぱいになっていると思うので。公の役割になってくるのかなというふうには思うんです

が。

○ 中川雅晶委員長

それは、その後の生活ということのフォローということですか。

○ 樋口龍馬委員

生活のフォローというより、例えば親御さんがいる間はご自宅で暮らせたけれども、生活自立能力がなかったら、グループホームに連れて行ってあげたりしないと生きていけないと思うんですよね。相談って言ったって、親が死んで本人は相談に来れないというか。だから、障害者として何かしらエントリーしてあったら、親戚がいなくなったときに、一緒に暮らす人がなくなったときに、適当なところに接続してあげるということは。これからの時代ですよ。今までは障害者の方は先に死んでしまいますから。もう、生きてくると思うんですよね。

○ 中川雅晶委員長

今、多分いろんな現場で課題になっているのは、そういうことかなってよく伺います。ちょうど僕らぐらいか少し近い年代の方の障害を持った子供を抱えている親御さんって高齢化してきて、何しろ一人亡くなられたら、その後の子供についてどうするのかというご相談もよく伺いするので。今後、そういうグループホームであったりとか、その後、生活できる施設の環境とか施設整備とか、どの程度必要なのかということもあるのかなとは思いますが。

○ 樋口龍馬委員

ただ、その差別解消というところとのリンクがあると思うので、そこについては、もっと違う部分でのケアになるということであれば条文の中という話ではないのかもしれないですけども、そういう視点も入っていてもいいのかなというふうに思いました。

○ 中川雅晶委員長

なるほど。

○ 樋口龍馬委員

はい、終わります。

○ 中川雅晶委員長

それは、もう住まいという部分で捉えていいんですか、それとも。

○ 樋口龍馬委員

生活ですか。

○ 中川雅晶委員長

生活支援みたいな感じですかね。なるほど。分野としては……。

重要な指摘だというふうに思いますね。

ほか。

○ 森川 慎委員

この1番の合理的配慮のところというのは、全部思い当たるのを入れていくとか、そういう趣旨なんですかね。ちょっと、公の公的機関が提供していくところと、民間なり事業者——さっきの住環境の話もそうですけど——一般事業者というかそういう人、そういう方たちに持っていただく合理的配慮とか、その辺も、どういうふうに変えていくかというのは、ひとつ技術的な問題かもしれませんが。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。

この合理的配慮の優先順位というか、特に優先して行かなきゃいけないという部分で、それを最終的に条文の中にどれを選んでいくとか決めていくかって、ある程度の範囲を条例の中に盛り込んでいくかということの議論です。

しかも、先般の参考人の方のご意見から、この合理的配慮にご意見をいただいたところをどうしていくかというところで、この、そもそもの障害者差別解消法が、当事者から申し出があった部分について合理的配慮を促進すると。だから、全然声のないことをするということが難しい法律になっているので、もう、声から吸い上げていくということは基本

にしているということがあるので、そういうところでちょっと整理をさせていただいてみると。全ては、なかなかできないとは思いますが。

○ 森川 慎委員

そうですね。でも、難しいな。社会として、どうやって障害のある人たちに向かい合っていくかというところを、合理的配慮で具体的にこういうことをしましょうということを多分うたうべきなのかなということがあるので。ちょっとまた先の話になると思いますが、その辺の住み分けじゃないけど使い分けというか、何かそういうこともちょっと明記していったほうがいいのかという感じがします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

公と、それから民間と、義務と努力義務という部分もありますし、市の条例としては、その合理的配慮を促進するというふうになれば、いろんな施策で、民間事業者に対して促進をするということも、条例に、四日市の市条例としてはこの分野を促進していくんだということの条例に基づいて促進策というのが施策展開されるということが望まれるのかなというふうに思います。

少し、また、この分野はなかなか難しいところで、最終的にもこの分野をどうしていくかということが最後まで重要な議論の課題になるというふうに思いますので、またあわせてご意見をいただければというふうには思いますが。

今の時点で、どうしても言っておかなあかんということがあれば。

○ 川村幸康委員

公共施設と書いてあるけど、道路も含めてあるの、これ。

○ 中川雅晶委員長

道路のバリアフリーの推進というのは入っておるので、そうですね、交通と公共、そうですね。

○ 川村幸康委員

公共施設の中に道路も入っておると。

○ 中川雅晶委員長

そうです。道路も入っているんですね。道路のバリアフリーって意見をいただいたので、道路、それから公共施設って。

○ 三木 隆副委員長

歩道というかね。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。歩道のところとかって言っていましたね。

そうですね、交通に入っているので、道路ないしは公共交通も含まれるというふうに認識するか。

○ 川村幸康委員

公共施設とっていうと。

○ 中川雅晶委員長

公共施設は、公共施設の範疇ですかね。法的には、公共施設というのと、公の施設ですかね。

○ 川村幸康委員

公の施設と公共施設とは。

○ 中川雅晶委員長

一緒かな、違うのかな。そういうの、事務局、どうです。

○ 川村幸康委員

違うやろう。公の施設というのと、公共施設というのは違うやろう。

○ 中川雅晶委員長

駅とかという意味ですかね。

○ 川村幸康委員

いや、法的に行くパターンでもそうやろう。

公共施設とな、公の施設って、違うやろう。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

調査法制係の渡部でございます。

まず、お尋ねのあった件ですけれども、公の施設というのは、基本的に市民の皆さん、住民の皆さんの利用に供する施設ですので、例えば公園ですとかスポーツ施設なんかはイメージしやすいかと思います。

もう一つ、公共施設というと市の保有財産という捉え方をしていただければよくて、例えば住民さんには使えないけれども、例えば、そちらの下にある文書保存の建物とか、そういうのも公共施設に含まれてまいりますので、少しちょっと捉え方が違うということでお知りおきいただきたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

川村委員、よろしいですか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、どうでしょうかね。

○ 荒木美幸委員

お願いします。

正副のこのたたき台ということで案をいただいています、生活環境というところの項

目がなくなって、そのかわりに交通、公共施設、雇用というふうに整理をされているのかなというふうに感じたんですが、先ほど川村委員がおっしゃった住まいのことも、それから、あるいは樋口委員のおっしゃった子供の将来ということにつきましては、私も直接、そういったお困りの、やはりお声などをいただいているところなんです、そういった意味で、そういったものを包括する意味で、生活環境という項目を残すことは難しいのかなかなと思って、ちょっとお聞きをしたかったんですが。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。その辺、非常に意見のあるところかなと思いますし、生活環境となると、結構範囲が広がって。

○ 荒木美幸委員

広いですね。

○ 中川雅晶委員長

その分を合理的配慮の部分にするとすると、多岐にわたってという部分も出てくるんですが。先般、特にこの道路のバリアフリーであったりとか、それから公共施設であったりとかというところのご意見があったので、少し絞り込んでこういう整理をさせていただいたというところなんです。今後、やっぱり、その辺の議論が必要なところかなというふうには認識をしております。

○ 荒木美幸委員

わかりました。ありがとうございます。

そうです、少し広がり過ぎるようであればこの整理でもいいのかなと思うんですが、先ほどの川村委員がおっしゃった、住まいのところにそういった将来の、障害を持った方々の住まい、そういったことも包括ができるのかなかなと思って、そういう整理でもいいのかなかなと思いますので、またご検討ください。お願いします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほか、ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、また、これはもう、きょうだけで終わるというわけではないので、今後も気づきがあった点であったりとかというのは、またご意見を賜りたいとは思っています。

それでは、三つ目の相談体制の充実についてというところですけど、本市では、障害者差別解消法施行前から取り組んでいることを議政研でも研究をさせていただきましたし、改めて今回、条例を検討するに当たって、本市の現状について確認をさせていただくために執行部より少し資料のほうをその後に12分の5から添付をさせていただいていますので、少しその部分の、現行の相談体制、各部局の相談体制について理事者のほうから説明をしていただきたいというふうに思います。

まず最初、健康福祉部のほうからやね。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課長の田中です。よろしくお願いします。

まず、12分の5の説明から。

委員長、12分の5の周知・啓発からでよろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 田中障害福祉課長

わかりました。

○ 中川雅晶委員長

そうか、これ、啓発になっているね。ごめんなさい。

済みません、その次のところの障害者の相談支援体制のところ。

○ 田中障害福祉課長

相談支援体制。それでは、申しわけありません。

じゃ、12分の6をお願いします。

○ 中川雅晶委員長

6から、済みません。

○ 田中障害福祉課長

よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課のほうでつくらせていただいた資料になるんですが、四日市市では、障害福祉課が障害者の相談窓口になっていますが、そのほかに障害の当事者であったり、その家族の方が身近な相談員ということで障害者相談員という形でご相談に乗っていただいております。もちろん、地域の民生委員児童委員の方も相談に乗っていただいている状況であります。

さらに、身体、知的、精神の三つの障害に対応した専門的な相談を委託相談支援事業所という形で——資料の真ん中の左の四角で囲んだ部分なんです——5カ所の法人で実施をさせていただいております。

このほかに、障害福祉サービス、例えばヘルパーであるとかデイサービスなんかのサービスを利用したいというような相談に対しては、真ん中の表の右側に四角で囲んであるんですが、指定特定相談支援事業所という形で相談支援事業所、市内に現在17カ所の相談支援事業所がございます。

この指定相談支援事業所では、先ほども言いましたが、ヘルパーなどのサービスを利用する際に、サービス利用計画といういわゆる介護保険でいうところのケアプランになるんですが、こういったものを作成して利用者の方に適切なサービスの提供が行われるよう、モニタリングなんかを通じて利用推進を行っているところであります。

市と委託相談支援事業所、それから指定特定の相談支援事業所がそれぞれ連携をして相談体制をとっているのに加えて、特に就労であったりとか発達障害、それから高次脳機能障害、それから難病等より専門的な相談の部分については、資料の下のほうに記載させていただいている障害者就業・生活支援センタープラウであったり、三重県自閉症・発達障害支援センターあさけであったり、高次脳機能障害支援普及事業や、さきの意見交換会にもお越しいただいた三重県難病相談支援センター、こういったところとも連携を図っているところでもあります。

ちょっと、この資料には記載はできなかつたんですが、介護保険の相談窓口であります在宅介護支援センターや地域包括支援センターのほうにおいても、初期相談の中で将来に関する相談を受ける場合も多々ございます。そういった場合は、四日市市が委託しております委託相談支援事業所と連携を図りながら相談体制をとっているということもあわせて報告をさせていただきます。

私の説明は以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

続きまして、総務部人権センターにおける相談体制について、酒井人権センター所長、お願いします。

○ 酒井人権センター所長

人権センター所長の酒井です。よろしくお願いします。

引き続きまして、資料の12分の7をごらんください。人権センターにおける相談体制についてでございます。

まず、1番の相談窓口ですが、人権センターでは、人権全般にかかわる相談に対応する人権センターといたしまして、(1)に記載のとおり月曜日から土曜日の午前と午後を受け付けをしております。場所は、総合会館7階の人権センターにて、来所であるとか電話でお話をお伺いしております。相談内容を聞き取りまして、適切な機関や窓口につなぐ、もしくは解決に向けての情報提供を行っているところです。

次に、2番の人権施策推進委員会相談体制部会です。この人権施策推進委員会は、本市の人権施策を総合的、効果的に推進するため、総務部長を委員長とする庁内組織で、その

中の実働組織の一つが相談体制部会となっています。これは、相談窓口を持つ各部局の所属で構成され、相談担当職員の資質の向上であるとか、連携、協力を図る中で相談者のニーズに適切に対応できる相談体制の構築に努めているところです。

具体的には、（１）に記載の相談ネットワーク連絡会などで、ケース検討であるとか相談事例の分析を行うなど、対応策を提案したり情報の共有などを図っています。

私からの説明は以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

続きまして、こども未来部からお願いいたします。

○ 中山こども未来部政策推進監

こども未来部政策推進監の中山と申します。私のほうからは、児童の発達に関する相談支援体制についてご説明申し上げます。

資料は、12分の8ページでございます。

こども未来部では、心身の障害や発達に課題があるお子さんの早期発見、早期療育が重要と考えておりまして、発達のさまざまな段階において相談できる機会を設けております。

まず、左側の四角でございますが、子供の保護者・養育者から電話や面談による相談が各窓口 to 寄せられます。真ん中の一番上の四角い枠の中にお示ししました窓口、子育て世代包括支援センター、1歳6カ月児健診、3歳児健診は、妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健に関する相談をお受けしております。

次の枠内、子育て支援センターは、公立、私立保育園併設型のものを初めとして、市内17カ所で相談をお受けする体制をとっております。

その次の枠内、保育園・幼稚園・こども園、小学校・中学校・高等学校、学童保育所内での相談が寄せられることがございます。これ、ほかにも産科医や小児科医、病院の地域連携室であるとか主任児童委員、民生委員児童委員に相談が寄せられることがありまして、いずれの場合も相談の内容によって右側の枠のこども未来部の相談窓口につないで連携を図っております。

そのこども未来部の相談窓口は一番右側の枠でございますが、保護者から直接こちらの窓口に相談が寄せられることもあります。特に、お子さんの発達で気になる行動がある場

合、こども発達支援課において専門職員による児童発達相談をお受けする体制をとっております。

子育てコンシェルジュによる相談ではありますが、保育士の資格を持っていて実務経験が豊富な職員を配置して相談をお受けしているものでございます。

青少年と家庭の悩み相談については、不登校や問題行動、家族関係等の相談が寄せられる中で、特に不登校、問題行動の場合、発達障害が原因となっているケースも考えられますので、状況に応じて情報提供したり発達相談窓口へつないだりしております。

ほかにも、児童虐待や子供・子育てに関する相談を、こども保健福祉課の家庭児童相談室で、それから、あけぼの学園においても、発達に関する一般相談をお受けしております。

枠の中に記載している窓口相談があつて、内容を詳細に聞き取りする中で、発達課題を抱えている可能性があると考えられる場合には、こども未来部内においても相互に情報を共有し連携を図っております。

さらに、一番下の枠の中にお示ししました専門機関を必要に応じて紹介するなど、外部の機関とも相互に連携を取り支援に当たっているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会の相談体制について、矢田教育支援課副参事、お願いします。

○ 矢田教育支援課副参事兼特別支援教育・相談GL

失礼をいたします。教育委員会教育支援課特別支援教育相談グループのグループリーダーの矢田でございます。教育委員会のほうでは、12分の9、それから12分の10を二つ用意させていただきました。まず、9のほうから説明をさせていただきます。

本課の教育相談としましては、教育支援課は、一応市内在住の主に児童生徒及びその保護者、教育関係職員等を対象に行わせていただいております。方法としましては、来所相談、電話相談といったことで受けさせていただいております。内容としましては、不登校、発達や心の病気、学校生活、障害のある子供の教育、家庭生活等、多岐にわたっておりますが、主に発達障害に関すること、不登校に関することについての分野が多くを占めております。

下部のほうにグラフで示されておりますが、この資料につきましては、前回の委員会のほうでもご紹介をさせていただきました。

裏面のほうに行かせていただきます。

相談の対応につきましては、本市、本課のほうの指導主事、相談員、セラピストによって対応させていただいております。

まず、保護者様への対応としましては、相談員が行っておりまして、本人への接し方をともに考えたり、かわり方を提案したりということで行っております。

本人への対応としましては、セラピストが対応を行っておりまして、安心・安全な対人関係の中で遊びを通して自分の気持ちや考えや行動を表現したり、探索したりといったこと促進するプレイセラピーという方法を行っております。

その相談の継続の中によりましては、学校現場での指導上の配慮等を学校へ助言を行ったりしておりますが、必要に応じまして、発達検査を実施したり、通級指導教室、それからU-8事業、適応指導教室、医療機関、庁内関係課等につないだりということも連携として行っております。

3のほうは、その紙面のほうでご紹介とさせていただきたいと思います。

そして最後に、参考資料としましてチラシのほうをつけさせていただきましたので、参考にごらんいただけたらと思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

今の各関連する部局の相談の体制について、相談内容について、少しご説明をいただきました。

今現在の相談体制について議論とか質疑とかというよりは、必要な施策が必要な市民にしっかりとアクセスできているのか、それから、先般の参考人の方の意見の中では、もっと専門的などというよりも身近な相談をしてくれる窓口が欲しいというようなこともご意見としてありました。

また、障害者差別を、差別的な扱いを受けたということで、差別に対する相談ということに少し傾いておりましたけれども、それだけではなくて、もちろん差別、この相談があったところからこれは差別の案件だということであれば差別が、また、差別ではないんで

すけれども必要な施策であればその施策、また、少し困っておるようなことの相談というような形の相談窓口が欲しいようなこともご意見としてあったのかなと思いますし、その辺のことを考慮しながら、どういった相談窓口や相談体制、また、配置をしていけばいいのか、その辺を、少し議論をしていきたいなと思うんですが、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○ 森川 慎委員

ちょっと委員長、触れていただいたんですけど、障害を理由として差別を受けた場合に相談をしようとしたときに、今、聞いていたんですけど、そういったふうなことに対する相談というのはなかったのかなと。相談の体制を持っているというのはなかったのかなという印象を受けたんですが、それぞれ、今、条例を見ながらこの相談のところを見ていたんですけど、全部差別に対してどんな相談体制を構築するかってことが結構うたわれていて、その辺の体制というのは、今、どうなんですか。あるのかないのかというか。

○ 中川雅晶委員長

多分、先般も少しこの委員会の中で職員対応要領というのを策定いただいて、そういう差別的なご相談があった場合にはどういうふうにつないでいくかということは、その対応要領の中では、一応職員の対応としてはされているというのは認識はしておるんですが、その辺、つけ加えることがあったら、田中障害福祉課長。

○ 田中障害福祉課長

先ほど委員長がおっしゃっていただいたように、私ども、ことしの2月に対応要領を策定いたしまして、実際にそういった相談が入ったときには、私どものほうで事案を整理いたしまして、担当の部局のほうにその事案を返しているような、今、流れになっております。

○ 中川雅晶委員長

ということなんですけど、ただ、議論としては、いや、それで本当にいいのかどうかというところ。相談窓口として、この間の参考人の方々が求めておられる相談であったりとか、そのスピード感であったりとかというのは、それでいいのかというところの議論

はあると思いますし、それを踏まえて、どういう四日市の相談体制を持っていくのかということも検討余地かなど。どちらかというところ、ずっと今まで議政研を含めて今回の相談窓口、相談機能というのを議論してきたのは、私も含めて差別的な取り扱いを受けたということの相談を受けて、その相談、そして解決で、支援協議会みたいところでその解決に当たっているのをあっせんであったりとか、最終的に公表していこうというところの相談ばかりを議論していたんですが、どうも、この間の参考人の方々のお話は、その部分も当然必要なんですけど、もっともう身近な相談ということを求めておられるように私には聞いて取れたんですが、その辺の例えばご意見というのを賜りたいということですね。

○ 森川 慎委員

実際に障害なんかを理由にして差別的なことを受けたというような、そんな相談というのは、今現状で、今の体制の中で拾い上げているような声というのはあるんですかね。

○ 中川雅晶委員長

そんなには。

○ 森川 慎委員

そんなにない。明石市もなかったですね、あっせんまで行ったというのは。

○ 中川雅晶委員長

先般も少し、個別のいろんな相談については、少しいろいろなセンシティブな問題があるのでということなんですけど、いろんな相談、人権にかかわる相談であったりとかということはあるとは思いますが。

○ 森川 慎委員

ないですか。

○ 田中障害福祉課長

確かに、個別の話はちょっとここで話しするのは難しいんですが、やはり、具体的な障害を理由にということと相談におみえになる方もないことはないという状況です。

○ 森川 慎委員

それは、主に、今、いろんな部署から、こんな相談体制がありますというところで紹介をいただいたんですけど、どの辺にとか、万遍なくあるんですかね。

○ 田中障害福祉課長

まず、当事者ご本人の方からの相談がやっぱり一番多いです。そういったご本人様から、そういったことを感じられたということで我々のほうに相談に来て、我々のほうで話を聞いて少し交通整理をしているような状況になっています。

○ 森川 慎委員

我々というのは、どういうことですか。部署として、例えば教育委員会でそういう相談が多いとか、どこそこで多いとか、何かそんな傾向みたいなものはあるんですかね。

○ 田中障害福祉課長

申しわけありません。

私ども、障害福祉課のほうで聞いておるところで、よその部局からそういったことを聞いているということは、余りありません。

○ 谷口周司委員

今、この、ちょっと話を聞かせていただく中で、この相談体制がいろいろ各部局、部署に分かれているんですけど、これって情報共有されたりってことはあるんですか。もう、こども未来部はこども未来部のみで解決されていくのか、みんなで共有はされていくのか、その辺ちょっと教えていただけると。

○ 酒井人権センター所長

個々具体的な事例で必要に応じてそれぞれの部局、所属連携することも当然ございますし、今、私、説明で申し上げました人権施策推進委員会相談体制部会等でも、100%ではないかもわかりませんが、そこで共有する場合もございます。

以上です。

○ 谷口周司委員

共有する場合もっていうことは、ないことも多たってことなんですか。

○ 酒井人権センター所長

済みません、ちょっと説明の仕方、悪かったかもわかりません。

例えば100件なら100件あって、それが全部相談体制部会のテーブルに上がるわけではございませんので、例えばそれで事例検討などで出されるのは、それぞれの部局が相談に困ってということもあるでしょうし、これはちょっと関係するところに知っていただいたほうがいいのかということでも出されることもあろうかなということ、ちょっと想像の部分もございますけれども、そういうことで100%でないというような、そのようなところになります。

○ 川村幸康委員

よろしい。

○ 中川雅晶委員長

いいです。

○ 川村幸康委員

そうすると、人権センターは、どういう目的であるの。

○ 酒井人権センター所長

人権センターの所管しておりますのは人権施策推進委員会の部分でございますので、その事務的な、庶務的な部分を含めて、相談員の資質の向上であるとか、そういう体制の構築というところで関係しておるということになります。

○ 川村幸康委員

だからな、相談体制って書いてあるけど、私が思うに、人権センターが、もう少しそのらのことを気づいて理解してやらんとあかんということが、これ、言われておるんや。だ

から、特に、身近に相談できる体制とか相談窓口の充実というのはな、人権センターがどうやって機能するかってことなんやさ。あるのやけど、今、機能していないもんでこうやって言われるわけやろう。違うの。個別具体的に機能しておる部分と、複合的にようけ課題を持っておるところの部分を含めると、人権センターでそういったことのノウハウがきちっとあれば、こうですね、ああですね、こういったこととこういったことがあるんならこうですねという道案内人にならなあかんわけやけど、今まさしく酒井さんが言うておるみたいにさ、その機能不全なんやさ。だからこれは、同和行政の名残で人権センターをつくったわけではなくてさ、時代の流れの中で人権センターは要るということやったのに、同和に押しつけて人権センターとセットで来たもんで機能不全を起こしておるだけで、もう一遍それはきちっとやらないかんということや。だから、今回、この条例へ盛り込んでいく中で、身近にできる相談体制というのは、もう徹底的に丁寧な相談に乗るということなんや、一個いるのは。

それでも、もう一個は、親がおる間は親が言うで、逆に過剰なぐらいの相談にも乗らなあかんようなときもあるかもわからん。だけど、親がおらんようになったり、もう一つは、社会とつながりがいい人らが困っているときに、たまたま市議員を知っておいたら助けてあげれたとかな、たまたま行政職員の人と知り合いやったで救えたなという話もあるかもわからんけど、それ以上に人権センターがあって、そこへ行けばある程度、それは行政的にやらなあかんもんなのか、もっとほかのもんもあるのか、それとも、それは少し、今もう前例がないから検討して人権センターで取り組んでみようかとかさ、丁寧な相談体制ということが要るわけや、ここには。だから、相談体制の充実というのは、言葉は優しく書いてあるけど、どう見るかによって違うで、特にやっぱり人権センターの充実が要るわけや。人権センターの充実があつたら、今後、結局、福祉なり児童なり、さまざまところのミクロ化するということかな。個別に行く、ばらばらに分かれていくところにも行くやろうけど、個別に行っておつたって、今は本当なら仕組み的には丁寧なやつておつたら人権センターに全て上げておかなあかんわけや。そこで一つの電話帳じゃないけど、どこへ行ったらいいというのがわかるわけやろう。その、病院で言うとカルテみたいなものをつくっておらんというのはあって、仕事をしていなかったということやで、今回そこをきちっと行政のほうも、この条例づくりの中で行政のほうの中身も意識を含めて変えていくということが必要と違うか、どうや。委員会に来ておって。

○ 酒井人権センター所長

人権センター、酒井です。

今言われるように、まずは、その意識を持つところかなと思います。

その充実という部分が人の充実になるのかいろいろ議論はあるところではあると思いますが、我々としては、まず今のところで市民の皆さんに寄り添うような意識を持つことが大事なのかなというふうに思います。

○ 川村幸康委員

そうやけどな、ここに書いてあるさ、酒井さん、相談ネットワーク連絡会ってあってな、これを構築して、そこの人間を強化するというこの言葉の中のその意味をな、きちっとやっていかなんと、これ、上手にならんで。そこらを含めると逆に今の体制に対して何が足らんかと思っておるのか。そこらを教えてくれると、条例に書き込めるもんや。

例えば、個別具体的にミクロ化しておるようなものに対して、人権センターは予算措置がないであかんのかさ。予算権限が少しありゃ、そういったことも含める差別対象やら、その辺のところやれるのかさ。今のまんまやったら、なかなかこれの充実できんやろう。だけど、行政的仕組みから行くと、人権センターしかないわけやんか、その機能は。そこが発揮されやんと、この条例でつくっていくところの、この相談体制の充実というところに行かんのかなと思うで、そこはやっぱり。逆に、今、既存であるでさ、もうないわけじゃないんやでさ。だから、やっぱりきちっとそこらは、どういったものをやると、うまく行くかということを考えていかんと。

例えば、水泳しました、けがをしました、少し重い障害を持ったと。でも、社会参加していく中でという、今やと保健福祉に行くわけやろう、相談はな。でも、その保健福祉から、今度、大人になって行って違うところにも行くと、また、就労を含めていろんな相談体制へ乗っていかなあかんわけやんか。今のところ福祉なら、福祉で発生したでって福祉でやっておるけど、それが、人権センターにノウハウがあればさ、ほかのものにも宛てがっていけるような相談体制はあるかもわからんわね。そういうことやろうなと思っておるで、そこらをきちっとやれやんとさ。そうすると、その次に書いてある助言、あつせんのところ、その解決というところにつながっていかんのかなという気もするで、最後のこれ、とりでやろうでな。そういったことをきちっとやるということが要るんかなと思うと、できれば行政側が、今やっておる相談体制に何が課題があるのかというのを、ちょっ

と。今の言葉を聞いておるとな、あるのかなという気がするで、これは、きちっと言葉以上のものが要るのかなと思って、とりあえず。

○ 中川雅晶委員長

職員対応要領があって、職員対応要領もさまざまな窓口で差別的な相談を受けた場合は、最終的に障害福祉課へつないでいくというような内容になっているんですが、ただ、それぞれの相談を受けた窓口の感度によって、いや、これは差別的な扱いかどうかというところも、検証はされていますけれども、もう少しその辺も充実をしていくということもありますし、先ほど川村委員がおっしゃったように、その予算、要はそういう窓口の人員体制とか含めてどうなのかというところの議論もあるとは思いますが。

なかなか今、それぞれ各部局の相談の体制、専門的なケアの体制、支援の体制とかというのはお伺いさせていただきましたけれども、まずそこへアクセスすることも難しいのかなというところもあるのかなと。そこへアクセスするための、もう少し身近なというのは、もう少しでそのハードルの低い相談窓口であったりとか相談員さんとかというのの配置をするとかということも議論があるのかなって思いますし、そこから必要な、要は支援だったりとか施策につないでいってあげる、コーディネートされるとか、また、これはどう見ても差別的な取り扱いを受けているとなれば、それは、そういう解決に向けて動いてもらうというか、そっちへコーディネートするとかという、窓口を設けるとかどうなのかなというところもあるのかなと。そういう自治体もありますので、そういうところの視点の相談機能というのはどうなのかなというところですよ。

竹野さん、意見がありますか。

○ 竹野兼主委員

いや、ないもんで休憩やな。

○ 中川雅晶委員長

それでは、竹野委員から提案がありました。1時間程度経過をしましたので、ここで少し10分ほど休憩をさせていただいて、40分から再開をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

先ほどの相談窓口、相談体制について、ご意見があれば。

○ 竹野兼主委員

済みません。ちょっといろんな意見、皆さんの意見を聞いていて、ちょっと自分の意見という形でお話しをさせていただきたいなと思うんですけど、これ、発達障害も含めて、障害者の法律、どんどんどんどん変わってきて、それで今、出生率の部分ところで8から9%の何らかの障害を持った子供さんが生まれてくるような状況になっているというのを、四日市でこれはどうなんですかと聞くと、やっぱり上がってきている、年々上がってきているというような話を伺っています。

そんな中で本市では、保健師の皆さんが、いかに早くそういう子供さんたちを見つけるかって努力をされておって、そんな中で、どれだけの効果が上がっておるかというところまでは私らも把握していないんですけど、そういう体制が、今現在、年齢を重ねられた方というのは、もう本当に非常に、それまでの環境は整っていなかったけど、これからの未来を考えると、条例においては、そういう子供たち、先ほど樋口委員も言われたけど、亡くなって保護者がいなくなった場合にどうなるんやという部分のところでは、早く対応することでそういう問題が少しでも減るという確率をより高めるための環境を整えるようなしっかりとした条例にするべきではないかなという思いがあって、意見として述べさせていただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。大切なところをご指摘いただいたなというふうに思います。

ほか、ございませんか。

○ 森川 慎委員

今、先ほどの休憩の前の話もしておられたんですけど、条例で定める以上は、この障害に由来する差別も含めて、いろんな相談というところの責任の所在なりをしっかりと規定する必要があるのかなということ、今、先ほど、人権センターのお話もしていただきましたけれども、そこをやっぱり条例にうたい込んでいかないといけないのかなということ、を思いました。人権センター、いろいろ差別の相談は多岐にわたるので、ひとつ障害差別を禁止するという条例をうたう以上は、やはり健康福祉部にはなるとは思いますけど、そこを明確にしていかなければいけないのかなということ、を思いましたので、意見を述べさせていただきます。

○ 中川雅晶委員長

他にご意見は。

○ 谷口周司委員

ちょっといろいろこの相談のところで伺っていく中で、やっぱり身近にというところをうたっていく中では、初めてこういったものにかかわることになって、どこにまず相談したらいいのかなみたいな不安なところもある中で、今、各部署に分かれてしまったりだとか。相談体制は、やっぱりどこかでまずは窓口ワンストップ化というか、どこかに相談をすることで、そこから専門的なところに振り分けられていくとか、そういった相談体制のあり方というのが一番身近であるんじゃないかなと私は思っているんですけど、そういったことが今なされているのか、できていないのか。ちょっとその辺を教えてください。まず、どこに相談したらいいかって悩まれる方もいらっしゃると思うんですけど、その辺というのは、今どうなっているのか、ちょっと教えてください。

○ 中川雅晶委員長

今の、さっき説明いただいたとおり、それぞれで相談を。

○ 谷口周司委員

それぞれですね。これを、まず、どこかでワンストップで窓口をつくって、そこから教育委員会なり、こども未来部なりという、まずはここだというところをつくっていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。これも意見になると思うんですけど。

○ 中川雅晶委員長

そうですね、その辺が大切なところ、議論かなというふうに思いますね。今は、職員対応要領で、一応、皆さん研修を受けながら、障害者差別解消法について、どういう扱いをしなきゃいけないのかというところで、こういう案件があったらちゃんと相談するというふうにはなっているんですけど。ただ、今おっしゃったように、じゃ、ワンストップで、それだけではなくて、少し広い、この間の意見ではもう少し広いところで相談をしてほしいみたいなことがあったのでというところで。もう、今、指摘されたところが、まさしくこの間意見があったところかなって、今後議論をしていくところかなというふうに思いますね。

○ 川村幸康委員

個別具体的な事業計画というのは、それぞれ持っていますやんか。そういったことをしたらあかんとか。あるよね。あるんやろう、福祉なり、教育なり、それぞれのところの。その事業計画が、結局、今の人権センターというか、相談体制一つをとってもそうなんやけど、総合的に進めていくというような計画がないんさ、全体として。個々には計画を持っておって、個々に個別にはやっていくんやろうけど、それを全体を見渡しながらやっていっておるんかなと思うと、今の極端なことを言ったら差別事象が起きたやら人権侵害が起きたときでも、個別具体的にところの部署に落とし込むぐらいでやっていないというところがあるので、それをもう少しきちっと。全部の計画がある程度見渡して進めていくとか、どうというようなことをやっていくようなことを条例に盛り込んだら、やらざるを得んやろう、あなたら。

個別にはやっておると思うんやわ、事業計画があつてさ、障害者福祉計画とか、子供のそういった児童の計画というのもやっているとは思うんやけど。それが職員の皆さんも全体では、余りようわからんのやろう。全体でやると何でいいかということは——よう無責任体制になるって言うけど、俺は反対なんや——全体でそういったことをわかっておると、よそがこうやってやっておるんや、よそのノウハウをもろうたり、よそ、こんなことをしておるんやで、うちでもできるかなとかさ、そういったところで気づくことにはなるんでな。だから、個別計画も、全体で寄り合うと、自分の部署の弱点なり、自分のところの仕事ぶりが少し弱いとか、そういったことがわかるようなことになるといいなと思ってお

るので。だから、相談体制の充実というのは、そういう意味では重要なことやもんでな。だから、相談体制は、包括的な一体として相談体制に乗ることとか、そういった組織をつくるならという行政の責務に入れていくと、あなた方としてはやれるのかなと思うておるけど。現場をやる人間からしたら、いやいや、それはやりにくくなるのか、やりやすいのかって、また、あんたら事務局内で判断したことをまたこの委員会でも教えてくれたらなと私は思うておるんやけどな。意味わかる、言うておる意味。

今のところ、個別具体的なそういう事業計画、それをやっておる。横串というのではないけど、横のやっておること、余りわからんのと違うの。わかっておるのかな。どうやろう。

例えば、きょう、説明してもろうた相談体制なんかも、わかっておるけど、わかっておるつもりだけで、具体的な事例でわかっておるのかな。どう。そこらは。わからんのやろう。

○ 中川雅晶委員長

なかなか答え、難しいところですね。多分、想像するに、教育委員会とこども未来部って結構連携してやっておられますよね。人権は、ちょっと特殊ないろんな人権相談があったりとかで。

○ 川村幸康委員

でも、例えば、就労とかさ、そこらの場になると商工か、そこらも含めて、福祉も含めてやるやろうし、人企連なんかやと人権センターやろうしね。だから、そういうところを人企連でやっておるんかっていったら、そうやっていないやろうし。本当は、人企連と教育がひつつくと、もう少し機能的に本当はなるなと私はずっと思うておるんやけど、なかなかそれがやれていないで。だから、人企連と教育とかがひつついて、もう少しお願いしに行くとかさ。ようなが餅の紙を折ったり、なが餅の箱をつくったりというのは、人企連を使うともっとほかにもあるはずなんやでき、就労支援でいくとな。そういったものを幾つかやっついていかんと。だから、合理的配慮というだけで、あっと思わんと、なったんやったらなったんで何かできやんかなという探し方もあるやろうでな。

今、シルバー人材なんかでも、頼んだって人がおらんで断っておるというの、いっぱいあるのやで。だから、商工なんかとつながっておくと、シルバーから情報をもらうと、そ

れで障害者の雇用につながるとかな、そういうものは、もうちょっときちっと体系的にやらんと、いっぱい引き出しはあるはずなのに、個々でやると、もうこれしかないと思うてそこへひつつくでさ。外へ外へと目が開かんで、もっと外へ外へと目を開くようなことをしていかなとというのがあるで。そういう考えの条例を、やっぱりつくらなあかんわね、外へ目を見はるような。

○ 中川雅晶委員長

横串を刺すというイメージですね。

本当、おっしゃるとおりで、その部分が重要かなと思いますし、本当に障害者差別解消条例をうたっている自治体として、そのことを相談しようというときに、明確な何らかの形で明確に相談窓口がわかるように、誰でもわかるようにしなきゃいけないということと、その窓口のあり方も、相談員さんを置くのか電話でするのか、いろんな方法があると思いますし。

もう一つは、合理的配慮、当事者が求める、それに応じて合理的配慮が促進というか、されるという法律の趣旨になると、合理的配慮を求める場所というのも、そういう相談窓口としては重要な役割なのかなと思うので、この辺の部分は、やっぱり条例の中に何かの形で反映させるような方向で検討していかなければならないんじゃないかなと思うんです。

皆さん、いかがでしょうか。

○ 豊田祥司委員

すみません、ちょっと相談という意味で。

今、障害のほうでは、委託相談支援事業と、この指定特定相談支援事業というのがあって、多分これらに登録している人たちというのは、この人たちに話すのが一番身近に相談できる人たちなのかなというのは思うんですけども、ただ、ここに相談しても、そこから集約できるということは、多分、今までも、これからも何かそういう話になっていくといいなというのがあったり。

この特定相談支援事業所って、多分、個別計画を立てているとは思うんで、もう、一人一人対面しながら話すことが多いとは思うんで、こういうところから、その障害差別が何たら言われたとかってあったら、そこから集約できる体制づくりというのも必要だなとい

うのを少し感じました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そういうところからも、いろんなことを吸い上げられるような機能を持つ相談窓口なり体制ということですね。

ほか、ございませんか。

これ、実際においても、相談体制というのは、それぞれ、もう支援協議会だけを規定しているところもあれば、相談員さんというのを配置して、また、そういう地域の相談員さん、それから広域の専門指導員さんみたいな感じで置いておられる自治体というのもあって、この辺は、少し研究というか深く議論していかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので。

○ 川村幸康委員

この障害者の相談支援体制についてですけれども、このチャートフローはようわかるのやけどさ、例えば、何人か亡くなられた福祉施設あったやんか。あそこなんかでも、こういう相談体制と、こういう多分、組織はあるって出ておったんやけどさ、でも起こったわけやろう。どうか内容はわからへんわさ、今は進んでいかな。でも、時々こういうこと起こるやんか。すると、何が一番不足しておるのか。やっぱり、外部の目が無いというのか、何なんやろうなと思うてさ。だから、そうやっていくと、一つ私が思うておるのは、その困ったときなんか、その施設に行くとその施設やで、向こう側というか、外部の目が光り、行き届くということと同時に、専門的な知見のある人が——例えば俺らでもさ、何やら言うたるぞと言っても、弁護士に相談するぞと言うとびびるんや、みんな、そうやけど——そういう相談支援のときに、弁護士とか警察に言うとか含めた体制づくりというのは、私は要るのかなと思うておるんやけど。行政的には、今、そういうのはあるの。弁護士相談へ行けばいいけど、仕組み的には行こうとせえへんわな、よっぽどのことがない限り。そこら、そういう仕組みになっておるの。今、社会的なああいう事件が起こっておるやん。だから、この今からつくろうとする条例の中に、相談体制の充実と公表ってあるけどさ、その前に、私は専門的な知見のある人の何かがあったほうがいいのかと思うんやけど、どう。

○ 田中障害福祉課長

今のところ、確かに言われるように、そういった専門的な知識を持ったところに相談するというのがありません。

ただ、いろんな障害福祉サービス事業所で、差別ではないんですが、例えば虐待なんかのときとか、例えば、それ以外にも、例えばサービスの利用について苦情があるときなんかは、第三者委員会的なところで相談をしたりとか、それぞれの施設が契約をしている弁護士の先生なんかに相談するというような体制はあるんですが、なかなか第三者の目というのが入りづらいというのは多分にあるかと思います。

○ 川村幸康委員

人権センターの中には、それ、あらへんだかな。なかったんやったか、人権センターに、そういった機能というか。弁護士とか専門的知見の活用とか、あらへんだ。相談体制の充実の中に。人権計画にあったかな。

○ 酒井人権センター所長

今、総務課が持っております弁護士相談とはちょっとその趣旨が違うんですけども、顧問弁護士ではないんですけども、弁護士さんに相談できることは可能であります。予算もいただいておりますので。

○ 川村幸康委員

予算があるで、使っていなかっただけで、できるのやけど周知もしていないということか。本来ならそれは、そういった人権侵害や差別が起こったときは、そこへ訴えれば、そういったものをつけて解決を図っていくということは機能的にはあるわけか、予算は取ってあるということか。

○ 酒井人権センター所長

今、委員、おっしゃられたように、機能としてはございます。

ただ、実績としては、ほとんどないです。周知はしていないことはないんですけども、その会の中で、こういうのがあるというようなことはさせてはいただいております

ですが、実績としては、結果としてないということです。

○ 川村幸康委員

わかった。

○ 中川雅晶委員長

他にございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、この相談の体制については、やっぱり少し議論の要るところというか、少し条例の中でうたっていくような方向で考えるということでもよろしいでしょうかね。

それでは、一応、第一の項目としては、きょう用意させていただいたのはこの程度であるんですけども、そろそろ、この先ほどの条例に盛り込むことが考えられるのは、その条例構成のたたき台のこの構成図ということを、きょう、提案させていただいて、少し足りない部分とかというのも、ご意見をいただいて、そういうところを踏まえて素案の素案みたいな形をつくっていくような方向で取りかかってもよろしいでしょうかね。いいですかね。

まだまだ素案の素案の段階ですが。そういうことをたたき台に示しながら積み上げていくということで本格的にやっていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、二つ目として視察のご提案をさせていただきたいと思いますので。

○ 谷口周司委員

周知・啓発のところはよかったですか。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。忘れていました。済みません。

周知・啓発のところも先ほど言ったとおりなんですけど、そこはちょっと市のほうの今や

っておられること、それから、これから周知のところをされるところを資料として提出いただいたので、そこだけちょっと済みません、簡潔にご説明をよろしく申し上げます。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

資料の12分の5、障害への理解を深めるための周知・啓発についてをごらんください。よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 田中障害福祉課長

障害への理解を深めるための周知・啓発について、平成29年度、これまで実施させていただいた状況と今年度の今後の予定のほうを簡単に資料にさせていただきました。

まず、広報よっかいちにおいて、9月下旬号の人権のひろば～人権・同和教育シリーズへの掲載をさせていただくと同時に、11月上旬号に特集記事を今現在予定しております。

それから、障害者福祉についての出前講座なんですけど、こちらのほうは、随時申し込みがあった場合に対応させていただいている状況になっております。

次、講演会、大会の開催による周知・啓発なんですけど、5月には三重県の聴覚障害者福祉大会を総合会館のほうで実施させていただきました。

それから、8月には文化会館のほうで、こころの健康づくり講演会という形で開催いたしました。

今後なんですけど、12月にじんけんフェスタと連携いたしまして四日市市障害者大会の開催、それから、じんけんフェスタにおけるパネル展の展示をさせていただく予定をしています。

それから、2月ですが、こころのバリアフリー講演会ということで精神障害者の方の理解を広めるための講演会を実施させていただく予定をしています。

あと、そのほかに、四日市市の社会福祉協議会のほうでも機関紙の発行を行ったり、福祉出前講座ということで、障害のある方ご本人様を講師にさせていただいて、学校と、それから地域のほうに出向いて講座のほうを開いていることもまた紹介をさせていただきます。

私からは以上です。

○ 中川雅晶委員長

はい、ありがとうございます。

この点について、何かご質疑とかご意見とかございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

今、現在、これをやられていると。先ほども言いましたけれども、やっぱり交流の機会というのを多く、それはもうスポーツを介したりとか、いろんなこういった今やっておられる啓発の取り組みとかというの、障害のある人ない人の交流の機会を促進するということも盛り込んでいきたいなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2項目めの行政視察について。

じゃ、この後は議員で議論させていただきますので、理事者の方はもうこれで退席いただいて結構ですので、どうもありがとうございました。

それでは、中嶋さんのほうから、行政視察について、説明いただきますので。

それでは、ネット中継も、ここで終了させていただきます。よろしく願いいたします。

手話通訳、どうもありがとうございました。

じゃ、行政視察について、もう大変中嶋さんにはご苦勞をかけて手配をいただきましたので、心を込めて報告をよろしく願いいたします。

○ 中嶋議会事務局主事

それでは、行政視察について説明をさせていただきます。

行政視察の行程案につきましては、タブレットのほうに入れさせていただいております。タブレット、資料の入っているフォルダーの中の③の行政視察行程案が行程案になっております。

行程につきましては、まず、日程につきましては、10月の11日水曜日から12日の木曜日まで、視察先につきましては、前回の委員会のほうで委員長からご提案のありました浦安市と、それと、当委員会でも研究いたしました法施行前に全国で初めて障害者差別解消に関

する条例を制定いたしました千葉県です。

こちらの千葉県につきましては、条例制定後10年を経過しておりまして、これまでの取り組みや効果について、また、先ほども委員長のほうからおっしゃっていただいたような相談体制の充実に特化しておりまして、身近な相談役として相談活動を行う地域相談員と広域で相談を受けていただく広域専門指導員を設置するなど、本市におきましても相談体制の充実が求められておりますことから、その取り組みについて視察を行いたいと思えます。

そして、千葉県では、同じ県内、千葉県と浦安市が条例を制定しておりまして、その関係性や連携の状況など、現在三重県と四日市市が条例策定を目指す中、参考とすべく視察を行おうとするものでございます。

説明につきましては以上です。

○ 中川雅晶委員長

ということで視察に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、10月11日、12日で、浦安市それから千葉県という形で行政視察をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今、もう日程、都合の悪い方、おられませんよね。

もし、のっぴきならないご都合が出て、都合がどうしても、どうしても、どうしても都合が悪くなれば、事務局のほうへ連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。

原則、全員参加でよろしく願いいたします。

それから、三つ目として、次の日程ですが、次回はこの10月11、12日の視察を受けて、10月26日午前10時から、もうこれは前回確認済みでございます。少し条例の案の議論をさせていただきたいなというふうに思います。

その次ですが、第8回、ここを、きょう、11月17日の金曜日午後1時30分もしくは11月24日金曜日の午前10時から、どちらか都合の悪い方、ありますか。竹野さん。

○ 竹野兼主委員

24日、17日も、どっちも。

○ 中川雅晶委員長

どっちも。

○ 竹野兼主委員

入っておるんやけど、できたら17日。24日はちょっと無理なんで。

○ 中川雅晶委員長

17日はオーケーなんですね。

○ 竹野兼主委員

のほうが調整しやすいです。

○ 中川雅晶委員長

いいですね。はい、ありがとうございます。

じゃ、11月17日の金曜日の午後1時半から、第8回の障害者差別解消条例等調査特別委員会の開催予定とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で、きょうの事項は全て終了いたしました。

次回は、9月は議会でございますが、次回、行政視察が10月11、12日とありますので、よろしく予定のほどお願いを申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。これで、閉じさせていただきます。

15 : 10 閉議